

令和8年度県予算編成並びに  
施 策 に 関 す る 要 望 事 項

〔 総合政策部・保健福祉部  
・環境森林部・県土整備部 〕

栃木県町村会

# 目 次

## **総合政策部**

- 1 二地域居住の促進に向けた施策の展開について ..... p. 1

## **総合政策部・保健福祉部**

- 2 学校給食費及び保育所等給食費の無償化について ..... p. 2

## **保健福祉部**

- 3 通所介護、訪問介護事業の推進と制度改善について ..... p. 3

- 4 新型コロナワクチン接種に係る財政支援について ..... p. 4

- 5 養育費の履行確保を含む離婚前後家庭支援について ..... p. 5

## **環境森林部**

- 6 クビアカツヤカミキリ被害木伐採事業への補助について ..... p. 6

- 7 有害鳥獣対策の強化について ..... p. 7

## **環境森林部・県土整備部**

- 8 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進と財政支援について ..... p. 8

## **県土整備部**

- 9 航空写真データの県内自治体共有について ..... p. 9

## 【総合政策部】

### 二地域居住の促進に向けた施策の展開について

令和6年10月、国において「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）が設立され、併せて二地域居住促進法が成立したことに伴い、官民連携により、地方への人の流れを創出・拡大し、人口減少が進む地域の活性化を図ることが法的に位置づけられました。

さらに、同法に基づき市町が要件を満たした「特定居住促進計画」を作成・公表することで、建築基準法等の特例措置が適用され、住居地域においてもオフィスや作業場の整備が可能となるなど、二地域居住を推進するための環境が整備されつつあります。

本県においては、県内全25市町がプラットフォームに加入しており、令和7年度には那須町が共同代表及び事務局を担当するなど、積極的な役割を果たしています。また、東京圏からのアクセスの良さや豊かな自然環境など、本県は他県に比べて二地域居住の受け入れに関する優位性を有しています。

一方で、二地域居住の更なる促進に向けては、移動手段への支援、住環境の整備、広域的な市町連携など、依然として多くの課題が存在しており、二地域居住者への支援拡充が必要とされています。

こうした課題を解消し、本県における二地域居住の推進を図り、将来的な移住者を獲得するためには、県の積極的な関与と情報発信が不可欠であることから、下記の事項について要望いたします。

#### 記

- 1 ベリーマッチとちぎ等のWEBサイトを活用した、受け入れ自治体の施策・補助制度等の集約および発信の強化
- 2 都市圏でのフェアやイベントへの積極的な出展
- 3 空き家を活用したワーケーション等による施策展開

## 【総合政策部・保健福祉部】

### 学校給食費及び保育所等給食費の無償化について

近年の物価高騰や人件費の上昇に伴い、食材費の価格が高騰する中、学校給食費に係る保護者の経済的負担を軽減するため、市町においては、国の臨時交付金を活用し、学校給食費の無償化や一部補助など、独自の施策を展開しております。

しかしながら、学校給食費の無償化を継続的に実施していくためには、財政的な負担が大きく、恒久的な財源の確保が課題となっております。

現在、国において令和8年度からの小学校給食費無償化に向けた議論が進められておりますが、県におかれましては、国に対し、小学校・中学校の同時実施を前提とした具体的方策を早期に示すこと及び費用負担については全額国費で措置するよう要望するとともに、国による無償化が実施されない場合でも、市町と連携の上、令和8年度から小中学校の給食費の無償化を実現されるよう強く要望いたします。

また、保育所等の給食費についても、子育て世帯への継続的な経済的支援として重要であり、少子化対策にも資する施策であると考えることから、学校給食費の無償化と併せて、保育所等給食費の無償化についても、今後の実現に向けた検討を進めていただきますよう要望いたします。

## 【保健福祉部】

### 通所介護、訪問介護事業の推進と制度改善について

近年、各町においては、介護人材の慢性的な不足と従事者の高齢化が進行し、通所介護・訪問介護サービスの提供体制に深刻な影響を及ぼしております。加えて、訪問介護に係る基本報酬の改定により、事業者の経営は一層厳しさを増しており、特に中山間地域や広域にわたるサービス提供を行う事業者においては、サービス対象者が点在して移動時間を要することから利益率が極めて低く、事業継続が困難な状況となっております。

このような中、各町においては、入門研修や初任者研修等を通じて人材確保に努めているものの、地域内での人材定着や事業者誘致には限界があり、行政による更なる支援が不可欠です。

つきましては、地域における通所介護・訪問介護サービスの持続的な提供体制を確保するため、下記の事項について要望いたします。

#### 記

- 1 老人福祉施設整備費補助金や地域医療介護総合確保基金事業補助金の対象となっていない通所介護、訪問介護事業者の施設整備について拡充を図ること。また、新規事業者開業に向けた空き家や廃校等を利活用した施設整備補助事業について拡充すること。
- 2 介護報酬制度の見直しについて、全国知事会を通じて国に対し、移動時間等を適切に評価・反映した報酬体系への改善を引き続き強く要望すること。併せて、県独自の中山間地域への報酬の加算及びサービス提供エリア拡大事業者に対する交通費等の助成制度を創設すること。

## 【保健福祉部】

### 新型コロナワクチン接種に係る財政支援について

新型コロナワクチン接種については、特例臨時接種が終了し、令和6年度から65歳以上の高齢者対象の定期接種に位置付けられることから、接種対象者に自己負担が生じることとなりました。

令和6年度においては、国による接種1回あたり8,300円の助成により、接種対象者の自己負担額は7,000円を標準とし、さらに、各市町においても独自の助成を実施し接種促進を図ってまいりましたが、令和6年度限りで国からの助成が終了したことにより、財政状況の厳しい市町では自己負担額の増額も検討せざるを得ない状況です。

自己負担額の増加は、接種率の低下を招きかねず、感染拡大による高齢者の重症化リスクの増加、さらには医療体制への負荷の増大が懸念されます。

つきましては、接種対象者の経済的負担を軽減し、接種率の維持・向上を図るため、国に対して助成金の復活等の財政措置を講じるよう、引き続き働きかけていただくとともに、県におかれましても財政支援を講じられるよう要望いたします。

## 【保健福祉部】

### 養育費の履行確保を含む離婚前後家庭支援について

2022年国民生活基礎調査における母子世帯の年間総所得は328.2万円と、「児童のいる世帯」の平均所得の約42%にとどまっており、依然として厳しい経済状況に置かれております。こうした状況は、子どもの自己肯定感の低下を招き、教育格差や将来的な所得格差の要因となることが懸念されております。

このような中、各町においては、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の基本理念に則り、子どもの貧困の解消に向けた総合的な施策を策定し、ひとり親家庭等の自立支援に取り組んでいるところです。

特に離婚前後の家庭は、精神的・経済的に不安定な状況に置かれやすく、養育費の取り決めや履行確保、親子の面会交流の調整、心理的ケアなど、専門的な支援が必要とされます。これらの支援が適切に行われることで、子どもの生活環境の安定や、ひとり親家庭の自立促進につながることが期待されます。

現在、県内的一部の市においては「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」を活用し、離婚前後家庭支援事業を実施しておりますが、福祉事務所が設置されていない町は、事業実施主体の要件を満たさないため、補助対象外となっており、各町が事業実施主体となり離婚前後家庭支援事業を実施することが困難な状況にあります。

つきましては、県におかれましては、県自らが事業実施主体となり、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を活用した離婚前後家庭支援事業を、福祉事務所未設置の町を含む全ての地域において実施していただきますよう要望いたします。

## 【環境森林部】

### クビアカツヤカミキリ被害木伐採事業への補助について

特定外来生物クビアカツヤカミキリは、平成29年に県内で初めて被害が確認されて以来、県南地区を中心にサクラ等への被害が急速に拡大し、令和6年度末までに15市町で被害が確認されるなど、県内全域への被害拡大が懸念されております。

県におかれましては、国の特定外来生物防除等対策事業に係る交付金（以下「交付金」という。）を活用し、市町への薬剤・防除ネット等の資材の配備や市町を通じた民有地の被害木伐採に係る補助事業の実施など、各種防除対策への支援を講じていただいているところです。

一方、市町有施設の被害木伐採については、市町が国に対し直接交付金の活用を申請し、独自に実施しているところですが、交付金額は市町の要望額を大幅に下回る状況であり、計画的な事業執行に支障が生じております。

つきましては、クビアカツヤカミキリによる被害の拡大及び分布拡大を防ぐためには、防除対策の計画的かつ継続的な実施が不可欠であることから、交付金について要望額どおり交付されるよう国へ働きかけるとともに、県費による財政支援を要望いたします。

## 【環境森林部】

### 有害鳥獣対策の強化について

近年、本県に生息するイノシシは、生息数の増加と生息域の拡大により全市町で確認されるようになり、人身被害が発生するなど住民生活にも影響が及んでおり、農業被害のほか、伝染病の媒介や生態系への影響も懸念されております。

特に県南部の渡良瀬遊水地では、イノシシの個体数が著しく増加しており、堤防や土手の掘り起こしによる被害が確認されるなど、遊水地の大きな役割のひとつである、地域と首都圏の防災機能に支障が出かねません。

このため、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県の4県で構成する「渡良瀬遊水地連携捕獲協議会」において広域的な捕獲対策が講じられていますが、依然として増加傾向に歯止めがかかっていない状況です。

また、河川敷のヤブを移動経路やすみかとして利用していることが確認されており、渡良瀬遊水地周辺のみならず、県内各地で河川敷周辺の農業被害や人身被害の拡大が懸念されております。

つきましては、渡良瀬遊水地はもとより県全域における有害鳥獣対策の強化を図るため、市町が実施する有害鳥獣捕獲への獵友会の協力や、国土交通省、環境省、農林水産省など関係省庁の連携を県からもお願いしていただき、捕獲だけでなく防護、環境整備も含めた抜本的な対策を講じていただくよう国への働きかけを要望いたします。

さらに、クマの出没も県内各地で確認されており、山間部のみならず人家近くでの事例も報告されています。人身被害のリスクが高まっている中、緊急銃獵に関するマニュアルが未整備な市町もあることから、県においては市町の体制整備支援を含めた効果的な対策を講じていただくよう要望いたします。

## 【環境森林部・県土整備部】

### 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進と財政支援について

PFAS の一部である PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）については、昨年度、環境省及び国土交通省が取りまとめた「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」において、全国各地の水道水源で暫定目標値の超過が判明し、全国的な問題となっています。

そのような中、県内においても一部の水道水から暫定目標値を超える PFOS 等が検出されており、緊急的に新たな水源井戸や浄化施設を整備するなど、多額の費用をかけ PFOS 等の濃度低減対策を行っている事業体もあります。

また、PFAS の健康影響については、発がん、免疫等との関連が報告されている一方で、どの程度の量で影響が出るのかについて、未だ確定的な知見はなく、国による健康影響に関する評価は現在のところ確立していない状況にあります。

つきましては、安全・安心で、安定的な水道事業を恒久的に提供するため、PFAS の健康影響に関する評価を早期に確立すること及び PFOS 等が検出された際の濃度低減対策等の取組に対する財政支援について、国への働きかけを強く要望いたします。

また、県におかれましては、県民の健康影響への不安を払拭するため、地下水及び公共用水域の継続的な調査を実施するとともに、水環境中から指針値を超える PFOS 等が検出された際は、排出源の特定に努められるよう要望いたします。

## 【県土整備部】

### 航空写真データの県内自治体共有について

県内の多くの市町は、航空写真を撮影し、統合型G I Sの基礎データとしても活用するのみならず、防災・防犯や都市計画など多目的に利用しております。

しかしながら、航空写真を各市町が撮影することは、多額の費用を要するとともに、市町境で重複撮影が発生するなど、非効率化を招いている状況もあるところです。

このような課題を踏まえ、他県においては、航空写真の撮影を事務の合理性及び効率的執行の観点から、県主体または複数市町による共同実施により経費節減を図り、航空写真データを利活用している事例が「固定資産税調査用空中写真撮影の実態に関する調査」において公表されております。

つきましては、県内市町の航空写真についても、共同撮影により経費節減が可能と考えられますが、一方で、航空写真の用途や尺度、経費負担の在り方等、調整が必要な課題は多岐にわたりますことから、市町との情報共有及び意見交換の機会を設けていただくとともに、航空写真共有の制度化に向けてご検討くださいますよう要望いたします。



福田知事へ要望書を提出する真瀬副会長（中央）、星野副会長（左端）